

写

受理番号	陳情第 13 号
受理年月日	令和 6 年 11 月 13 日

陳 情 書

現在建設が予定されている場所での町役場の新庁舎についての陳情

1 陳情の要旨

現在、果樹公園を運営するために借りている県有地を買い上げての建設が予定されている町役場の新庁舎の建設は、即刻中止（撤回）していただきたい。

2 陳情の理由

第一に、それは果樹公園のほぼ全廃を意味するからです。

果樹公園は子供からお年寄りまで誰もが自然を感じてリラックスできる貴重な場所です。樹木の伐採や環境変更は自然のバランスを崩し、大切なやすらぎの場を失うことになります。

環境問題についてどう考えているかと質問された町の職員は、吾妻山とラディアン周辺（同地を含む）に二つに分けるのが町の基本方針である旨述べていますが、「環境問題は吾妻山公園があるので問題ない」で済む問題などではないと思います。

明治41年に神奈川県農事試験場園芸部（初代場長富樫常治）として二宮に完成し、菊水・幸水・豊水等多くの新種が誕生した。そして後に梨・桃原木群は県天然記念物に指定されている様な歴史的な意味も有しています。

町が歴史的な意義に対して無感覚な点は、徳富蘇峰堂記念館の廃止にも現れているような気がしてなりません。

第二に、ラディアン周辺に新庁舎を含む複数の建物（既存のラディアンの改修を含む）からなる複合施設の建設が予定されていますが、これには次に述べるような大きな問題があります。

その1） 同複合施設には防災支援機能を果たすことが目玉として期待されていますが、ラディアン周辺はそれに不適切なこと、この上ないです。

ラディアン周辺は過去から度々、葛川氾濫による浸水被害に遭って、土砂崩れも発生しています。今年の台風10号による浸水も、地域の過去を知る者にとっては決して珍しいものではありません。

また、大規模な地震により沖合で津波が発生した場合は、葛川を遡上するおそれもあります。ちなみに、軟弱地盤であることから予定されている杭打ち工事の難航も予想されます。

その2） 同複合施設の総事業費は現在でも56億3千万円であり、町民の過重負担を招来するのは必定です。

町長は「町民の税負担率は法定されており、心配ない」旨述べていますが、町民の実質的な財政負担を無視するもので、詭弁の一種です。町の財政上の貯蓄を増やす等のために町民に負担をしわ寄せしている現実を示している事例は、温水プールの廃止等多いと考えられます。

以上です。

令和 6 年 11 月 13 日

二宮町議会議長 根岸ゆき子 殿

住 所 神奈川県二宮町二宮 630
氏 名 深尾文彦

